

青森県報

号外第八号

平成二十四年
三月十九日
(月曜日)

目 次

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例の一部を改正する条例	……	(原) 子 立 地 対 策 課	… 二
青森県再生可能エネルギー等導入推進基金条例	……	(環 境 政 策 課)	… 三
青森県東日本大震災災害廃棄物処理促進基金条例	……	(同)	… 四
青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(保 健 衛 生 課)	… 六
青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(高 齢 福 祉 保 險 課)	… 七
青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(こ ろ だ み ら い 課)	… 七
青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(障 害 福 祉 課)	… 八
青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(労 政 ・ 能 力 開 発 課)	… 八
青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	……	(林 政 課)	… 九
青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(教 育 庁 教 職 員 課)	… 一〇

条
例

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第一号

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例（平成十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「文部科学省
告示第一号」 を 「文部科学省
告示第一号」 に、 「交付金及び」 を 「交付金」 に、
経済産業省
告示第一号」 を 「経済産業省
告示第一号」 に、

「平成十二年三月三十日通商産業省告示第百六十四号」を「平成十九年三月三十一日経済産業省告示第百九号」第一条に規定する交付金の」に改める。
料サイクル交付金交付規則（平成十九年三月三十一日経済産業省告示第百九号）第一条に規定する交付金の」に改める。

第五条中「第三条又は」を「第三条第一項、」に改め、「第三条第一項」の下に「又は核燃料サイクル交付金交付規則第三条第一項」を加え、同条に次の一号を加える。

五 給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算に係るものに限る。）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県再生可能エネルギー等導入推進基金条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金により、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進するための事業（以下「再生可能エネルギー等導入推進事業」という。）に要する経費及び再生可能エネルギー等導入推進事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地域環境保全対策費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、再生可能エネルギー等導入推進事業に要する経費及び再生可能エネルギー等導入推進事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県東日本大震災災害廃棄物処理促進基金条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県東日本大震災災害廃棄物処理促進基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける災害廃棄物処理促進費補助金により、東日本大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を行う特定被災市町（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町をいう。以下同じ。）に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県東日本大震災災害廃棄物処理促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける災害廃棄物処理促進費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を行う特定被災市町に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四号

青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成二十三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第七号

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第八号

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「創出・提供」の下に「及び東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域の本格的な雇用復興」を加え、「」及び「を」並びに「」に改める。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第九号

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業・木材産業等」を「木材を安定供給するとともに、林業・木材産業」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭